

計 量 管 理 規 定

新 旧 対 照 表 (変 更 部 の み 記 載)

令和5年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高 速 増 殖 原 型 炉 も ん じ ゅ

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>高 速 増 殖 原 型 炉 も ん じ ゅ</p> <p>計量管理規定</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>高 速 増 殖 原 型 炉 も ん じ ゅ</p> <p>計量管理規定</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	<p>・変更なし</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総 則</p> <p>第一章 目 的 (第1条) 1</p> <p>第二章 適用範囲 (第2条) 1</p> <p>第三章 定 義 (第3条) 1</p> <p>第四章 計量管理規定の遵守義務 (第4条) 4</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 5</p> <p>第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 5</p> <p>第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 6</p> <p>第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 6</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続 (第12条～第20条) 7</p> <p>第六章 実在庫量の確認 (第21条～第25条) 9</p> <p>第七章 測定の方法及び測定機器の管理 (第26条～第28条) 10</p> <p>第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法 (第29条) 11</p> <p>第九章 記 録 (第30条～第34条) 11</p> <p>第十章 報 告 (第35条～第37条) 12</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (第38条～第43条) 13</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総 則</p> <p>第一章 目 的 (第1条) 1</p> <p>第二章 適用範囲 (第2条) 1</p> <p>第三章 定 義 (第3条) 1</p> <p>第四章 計量管理規定の遵守義務 (第4条) 4</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 5</p> <p>第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 5</p> <p>第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 6</p> <p>第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 6</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続 (第12条～第20条) 7</p> <p>第六章 実在庫量の確認 (第21条～第25条) 9</p> <p>第七章 測定の方法及び測定機器の管理 (第26条～第28条) 10</p> <p>第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法 (第29条) 11</p> <p>第九章 記 録 (第30条～第34条) 11</p> <p>第十章 報 告 (第35条～第37条) 12</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (第38条～第43条) 13</p>	<p>・変更なし</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	・変更なし
第一章 計量管理を行う者の職務及び組織（第1条～第2条）…………… 15	第一章 計量管理を行う者の職務及び組織（第1条～第2条）…………… 15	
第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号（第3条）…………… 15	第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号（第3条）…………… 15	
第三章 主要測定点の設定及びその符号（第4条）…………… 16	第三章 主要測定点の設定及びその符号（第4条）…………… 16	
第四章 計量管理の原則（第5条～第11条）…………… 16	第四章 計量管理の原則（第5条～第11条）…………… 16	
第五章 計量管理の取扱手続（第12条～第18条）…………… 17	第五章 計量管理の取扱手続（第12条～第18条）…………… 17	
第六章 実在庫量の確認（第19条～第23条）…………… 19	第六章 実在庫量の確認（第19条～第23条）…………… 19	
第七章 測定の方法（第24条）…………… 20	第七章 測定の方法（第24条）…………… 20	
第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法（第25条）…………… 20	第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法（第25条）…………… 20	
第九章 記 録（第26条～第29条）…………… 21	第九章 記 録（第26条～第29条）…………… 21	
第十章 報 告（第30条～第32条）…………… 22	第十章 報 告（第30条～第32条）…………… 22	
第十一章 国際約束の遵守等に係る事項（第32条の2～第36条）…………… 23	第十一章 国際約束の遵守等に係る事項（第32条の2～第36条）…………… 23	
附 則 …………… 24	附 則 …………… 24	

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
(関連図表)	(関連図表)	・変更なし
別図第1 原子炉施設計量管理組織…………… 26	別図第1 原子炉施設計量管理組織…………… 26	
別図第2 原子炉施設のMBA及びKMP…………… 26	別図第2 原子炉施設のMBA及びKMP…………… 26	
別図第3 使用施設計量管理組織…………… 27	別図第3 使用施設計量管理組織…………… 27	
別図第4 使用施設のMBA及びKMP…………… 27	別図第4 使用施設のMBA及びKMP…………… 27	
別表第1 原子炉施設におけるMBA…………… 28	別表第1 原子炉施設におけるMBA…………… 28	
別表第2 原子炉施設における核燃料物質をバッチに区分 する方法及びソースデータ…………… 28	別表第2 原子炉施設における核燃料物質をバッチに区分 する方法及びソースデータ…………… 28	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (物理的形状)…………… 32	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (物理的形状)…………… 32	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (化学的形状)…………… 33	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (化学的形状)…………… 33	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (封じ込め)…………… 34	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (封じ込め)…………… 34	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (照射状況/品質)…………… 35	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号 (照射状況/品質)…………… 35	
別表第4 供給当事国別管理手法…………… 36	別表第4 供給当事国別管理手法…………… 36	
別表第5 各主要測定点における測定…………… 37	別表第5 各主要測定点における測定…………… 37	
別表第6 測定機器の校正方法等…………… 38	別表第6 測定機器の校正方法等…………… 38	
別表第7 運転記録の記録事項及び記録時期…………… 39	別表第7 運転記録の記録事項及び記録時期…………… 39	
別表第8(1) <input type="text"/> の変更に関連する情報の国に対する 連絡期限…………… 40	別表第8(1) <input type="text"/> の変更に関連する情報の国に対する 連絡期限…………… 40	
別表第8(2) <input type="text"/> 変更該当事項…………… 40	別表第8(2) <input type="text"/> 変更該当事項…………… 40	
別表第9 原子炉施設の操業状況に関し変更を報告すべき 事項…………… 40	別表第9 原子炉施設の操業状況に関し変更を報告すべき 事項…………… 40	
別表第10 使用施設におけるMBA…………… 41	別表第10 使用施設におけるMBA…………… 41	
別表第11 使用施設における核燃料物質をバッチに区分す る方法及びソースデータ…………… 42	別表第11 使用施設における核燃料物質をバッチに区分す る方法及びソースデータ…………… 42	
別表第12 各主要測定点における測定等…………… 43	別表第12 各主要測定点における測定等…………… 43	

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第一編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p style="text-align: center;">第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 高速増殖原型炉もんじゅ所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) <u>安全管理課長</u></p> <p>(6) <u>施設管理課長</u></p> <p>(7) <u>電気保全課長</u></p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。ただし、所長は、計量管理責任者に疾病及び人事異動等やむを得ない事由がある場合、計量管理責任者の代理者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量</p>	<p style="text-align: center;">第一編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p style="text-align: center;">第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 高速増殖原型炉もんじゅ所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) <u>施設保安課長</u></p> <p>(6) <u>施設管理課長</u></p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。ただし、所長は、計量管理責任者に疾病及び人事異動等やむを得ない事由がある場合、計量管理責任者の代理者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p> <p>・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>安全管理課長、施設管理課長及び電気保全課長</u>は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続</p> <p>(受入手続)</p> <p>第12条 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質を受け入れる場合は、受入計画を作成し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質を受け入れた場合は、払出者の通知書に基づき、核燃料物質の種類、バッチの符号、供給当事国、員数及び輸送用容器の封印等を確認し、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(払出手続)</p> <p>第13条 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質を払い出す場合は、払出計画を作成し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、払出しに先立ち、払出先の名称、住所及び受取責任者等を確認し、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、通知書を作成し、払出先施設に送付する。</p>	<p>管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>施設保安課長及び施設管理課長</u>は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続</p> <p>(受入手続)</p> <p>第12条 <u>施設保安課長</u>は、核燃料物質を受け入れる場合は、受入計画を作成し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、核燃料物質を受け入れた場合は、払出者の通知書に基づき、核燃料物質の種類、バッチの符号、供給当事国、員数及び輸送用容器の封印等を確認し、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(払出手続)</p> <p>第13条 <u>施設保安課長</u>は、核燃料物質を払い出す場合は、払出計画を作成し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、払出しに先立ち、払出先の名称、住所及び受取責任者等を確認し、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、通知書を作成し、払出先施設に送付する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p> <p>・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(核的生成量及び核的損耗量の手続)</p> <p>第14条 <u>安全管理課長</u>は、炉心から取り出された使用済燃料について、取出しが確定した時点で、核計算によりバッチごとに核的生成量及び核的損耗量を確定する。</p> <p>2 前項の核計算後使用済燃料は別表第4に定める供給当事国別管理方法に従ってバッチごとに供給当事国を付する。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>は、第1項の確定を行った場合は、使用済燃料の燃焼度(MWd/t)及び第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>4 <u>安全管理課長</u>は、炉心から取り出した使用済燃料を再使用する場合は、炉心から取り出したときに確認したバッチごとの核的生成量及び核的損耗量の値を負の値にして第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(崩壊量の計算)</p> <p>第15条 <u>安全管理課長</u>は、使用済燃料を払い出す場合は、貯蔵中におけるプルトニウム241の崩壊量の計算をバッチごとに行い、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第16条 <u>安全管理課長</u>は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失又は増加が生じた場合若しくは生じたのみなされる場合は、当該事実を速やかに安全・品質保証部長、計量管理責任者及び所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を調査する。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、前項の原因並びに核燃料物質の種類及び数量等の調査結果に基づき、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長に報告する。</p>	<p>(核的生成量及び核的損耗量の手続)</p> <p>第14条 <u>施設保安課長</u>は、炉心から取り出された使用済燃料について、取出しが確定した時点で、核計算によりバッチごとに核的生成量及び核的損耗量を確定する。</p> <p>2 前項の核計算後使用済燃料は別表第4に定める供給当事国別管理方法に従ってバッチごとに供給当事国を付する。</p> <p>3 <u>施設保安課長</u>は、第1項の確定を行った場合は、使用済燃料の燃焼度(MWd/t)及び第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>4 <u>施設保安課長</u>は、炉心から取り出した使用済燃料を再使用する場合は、炉心から取り出したときに確認したバッチごとの核的生成量及び核的損耗量の値を負の値にして第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(崩壊量の計算)</p> <p>第15条 <u>施設保安課長</u>は、使用済燃料を払い出す場合は、貯蔵中におけるプルトニウム241の崩壊量の計算をバッチごとに行い、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第16条 <u>施設保安課長</u>は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失又は増加が生じた場合若しくは生じたのみなされる場合は、当該事実を速やかに安全・品質保証部長、計量管理責任者及び所長に報告するとともに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を調査する。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、前項の原因並びに核燃料物質の種類及び数量等の調査結果に基づき、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録し、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長に報告する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>3 計量管理責任者は、第1項に定める事故損失又は増加（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>（リバッチング手続） 第17条 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質のバッチの符号変更、分割、併合及び新規のバッチ構成（以下「リバッチング」という。）を行った場合は、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>（核燃料物質の同定手続） 第18条 <u>施設管理課長</u>は、核計算に必要な原子炉施設の運転記録のうち、運転時間、1日当たりの積算熱出力並びに原子炉の起動及び停止の日付の記録を<u>安全管理課長</u>に提出する。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、前項の記録からバッチごとに核燃料物質の同定に必要なソースデータを作成するとともに、当該核燃料物質の同定を可能にする。</p> <p>（貯蔵手続） 第19条 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質を貯蔵する場合は、当該核燃料物質の種類並びにバッチ符号及び数量等を確認し、第九章に定める必要な事項を貯蔵記録に記録する。</p> <p>（特定燃料体の挿入手続） 第20条 <u>安全管理課長</u>は、未使用の特定燃料体を炉心に挿入した場合は、バッチ符号及び挿入年月日を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p>	<p>3 計量管理責任者は、第1項に定める事故損失又は増加（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>（リバッチング手続） 第17条 <u>施設保安課長</u>は、核燃料物質のバッチの符号変更、分割、併合及び新規のバッチ構成（以下「リバッチング」という。）を行った場合は、第九章第30条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>（核燃料物質の同定手続） 第18条 <u>施設管理課長</u>は、核計算に必要な原子炉施設の運転記録のうち、運転時間、1日当たりの積算熱出力並びに原子炉の起動及び停止の日付の記録を<u>施設保安課長</u>に提出する。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、前項の記録からバッチごとに核燃料物質の同定に必要なソースデータを作成するとともに、当該核燃料物質の同定を可能にする。</p> <p>（貯蔵手続） 第19条 <u>施設保安課長</u>は、核燃料物質を貯蔵する場合は、当該核燃料物質の種類並びにバッチ符号及び数量等を確認し、第九章に定める必要な事項を貯蔵記録に記録する。</p> <p>（特定燃料体の挿入手続） 第20条 <u>施設保安課長</u>は、未使用の特定燃料体を炉心に挿入した場合は、バッチ符号及び挿入年月日を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p>	<p>・組織改正に伴う変更 （以下、当該頁において同様）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(略)</p> <p>(PITの実施)</p> <p>第23条 PITの実施に当たり、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計量管理責任者は、PITの実施中は原則としてPIT以外の目的で、核燃料物質のMBAへの受入れ、当該MBAからの払出し及び当該MBA内での取扱いを禁止する。</p> <p>(2) <u>安全管理課長</u>は、PIT実施計画書に基づき、員数勘定、照合番号の確認、測定及び記録の確認を実施する。</p> <p>(実在庫量の確定)</p> <p>第24条 <u>安全管理課長</u>は、PITの実施結果に基づき、実在庫量を確定する。</p> <p>(PIT結果の記録及び報告)</p> <p>第25条 <u>安全管理課長</u>は、実在庫量を確定した場合は、第九章第30条に定める事項を在庫記録に記録するとともに、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、PIT実施結果報告書を作成し、所長に報告する。</p> <p>第七章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>(測定の実施)</p> <p>第26条 <u>安全管理課長</u>は、各KMPにおいて必要な測定を実施する。ただし、直接測定することができない場合は、間接的に推定することができる方法に代える。</p> <p>2 各KMPにおける測定の内容は、別表第5のとおり。</p>	<p>(略)</p> <p>(PITの実施)</p> <p>第23条 PITの実施に当たり、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計量管理責任者は、PITの実施中は原則としてPIT以外の目的で、核燃料物質のMBAへの受入れ、当該MBAからの払出し及び当該MBA内での取扱いを禁止する。</p> <p>(2) <u>施設保安課長</u>は、PIT実施計画書に基づき、員数勘定、照合番号の確認、測定及び記録の確認を実施する。</p> <p>(実在庫量の確定)</p> <p>第24条 <u>施設保安課長</u>は、PITの実施結果に基づき、実在庫量を確定する。</p> <p>(PIT結果の記録及び報告)</p> <p>第25条 <u>施設保安課長</u>は、実在庫量を確定した場合は、第九章第30条に定める事項を在庫記録に記録するとともに、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、PIT実施結果報告書を作成し、所長に報告する。</p> <p>第七章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>(測定の実施)</p> <p>第26条 <u>施設保安課長</u>は、各KMPにおいて必要な測定を実施する。ただし、直接測定することができない場合は、間接的に推定することができる方法に代える。</p> <p>2 各KMPにおける測定の内容は、別表第5のとおり。</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(測定結果の解析及び評価)</p> <p>第27条 <u>安全管理課長</u>は、測定を行った場合は、その測定結果の解析及び評価を行う。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータ並びに測定値からバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にする。</p> <p>(測定機器の校正)</p> <p>第28条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、各所掌機器について測定機器の精度を一定に維持するため、測定機器の校正を実施する。</p> <p>2 前項の測定機器の校正の時期、頻度、内容等について別表第6のとおり。</p> <p>3 測定機器の校正によって得られたデータを記録し、測定値の校正に利用する。</p> <p style="text-align: center;">第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法</p> <p>(在庫変動等ごとの管理の方法)</p> <p>第29条 <u>安全管理課長</u>は、第五章及び第六章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及びP I Tを実施した場合は、在庫のバッチごとに供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>2 前項において規定する供給当事国別及び米国籍の新旧の管理は以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 受入れは、払出者からのバッチごとの供給当事国別の通知に基づき、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(2) 払出しは、バッチごとの供給当事国別管理を実施するとともに、受入者にバッチごとに供給当事国の通知を行う。</p> <p>(3) 核的生成量及び核的損耗量、リバッチング等は、バッチご</p>	<p>(測定結果の解析及び評価)</p> <p>第27条 <u>施設保安課長</u>は、測定を行った場合は、その測定結果の解析及び評価を行う。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータ並びに測定値からバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にする。</p> <p>(測定機器の校正)</p> <p>第28条 <u>施設保安課長</u>は、各所掌機器について測定機器の精度を一定に維持するため、測定機器の校正を実施する。</p> <p>2 前項の測定機器の校正の時期、頻度、内容等について別表第6のとおり。</p> <p>3 測定機器の校正によって得られたデータを記録し、測定値の校正に利用する。</p> <p style="text-align: center;">第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法</p> <p>(在庫変動等ごとの管理の方法)</p> <p>第29条 <u>施設保安課長</u>は、第五章及び第六章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及びP I Tを実施した場合は、在庫のバッチごとに供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>2 前項において規定する供給当事国別及び米国籍の新旧の管理は以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 受入れは、払出者からのバッチごとの供給当事国別の通知に基づき、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(2) 払出しは、バッチごとの供給当事国別管理を実施するとともに、受入者にバッチごとに供給当事国の通知を行う。</p> <p>(3) 核的生成量及び核的損耗量、リバッチング等は、バッチご</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p> <p>・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う削除</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>とに供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(4) 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、日米原子力協力協定の旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理する。</p> <p style="text-align: center;">第九章 記 録</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(ソースデータ)</p> <p>第31条 <u>安全管理課長</u>は、計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成する。</p> <p>2 計量記録を作成するためのソースデータについては、別表第2のとおり。</p> <p>(運転記録)</p> <p>第32条 <u>安全管理課長</u>及び施設管理課長は、計量管理に関する運転記録を作成する。</p> <p>2 原子炉施設の運転記録の記録事項及び記録時期は、別表第7のとおり。</p> <p>(調整又は訂正)</p> <p>第33条 <u>安全管理課長</u>は、計量管理の調整及び訂正として、次の事項を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(1) 端数調整</p> <p>(2) 訂正及びその理由</p> <p>2 前項各号に定める調整又は訂正は、次に定める時期に行う。</p> <p>(1) 端数調整は、実在庫量の確定完了時</p> <p>(2) 訂正は、誤りの発見の都度</p>	<p>とに供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(4) 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、日米原子力協力協定の旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理する。</p> <p style="text-align: center;">第九章 記 録</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(ソースデータ)</p> <p>第31条 <u>施設保安課長</u>は、計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成する。</p> <p>2 計量記録を作成するためのソースデータについては、別表第2のとおり。</p> <p>(運転記録)</p> <p>第32条 <u>施設保安課長</u>及び施設管理課長は、計量管理に関する運転記録を作成する。</p> <p>2 原子炉施設の運転記録の記録事項及び記録時期は、別表第7のとおり。</p> <p>(調整又は訂正)</p> <p>第33条 <u>施設保安課長</u>は、計量管理の調整及び訂正として、次の事項を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(1) 端数調整</p> <p>(2) 訂正及びその理由</p> <p>2 前項各号に定める調整又は訂正は、次に定める時期に行う。</p> <p>(1) 端数調整は、実在庫量の確定完了時</p> <p>(2) 訂正は、誤りの発見の都度</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(記録の保存) 第34条 <u>安全管理課長</u>及び施設管理課長は、計量記録、運転記録及びソースデータをそれぞれ10年間当該施設に保存する。</p> <p>(略)</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(略)</p> <p>(<input type="text"/>)等の変更手続) 第39条 <u>安全管理課長</u>は、当該施設の<input type="text"/>に変更が生じる場合は、その変更内容について、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。 2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、<input type="text"/>を変更し、所長に報告後、別表第8(1)の左欄に定める<input type="text"/>の変更に関連する情報について、同表の右欄に定められた期限までに、原子力規制委員会へ連絡する。 3 <u>安全管理課長</u>は、別表第9に定める事項の変更が生じる場合は、その変更内容について、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。 4 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、変更計画を作成し、所長に報告後、事前に変更計画を原子力規制委員会へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>(記録の保存) 第34条 <u>施設保安課長</u>及び施設管理課長は、計量記録、運転記録及びソースデータをそれぞれ10年間当該施設に保存する。</p> <p>(略)</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(略)</p> <p>(<input type="text"/>)等の変更手続) 第39条 <u>施設保安課長</u>は、当該施設の<input type="text"/>に変更が生じる場合は、その変更内容について、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。 2 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、<input type="text"/>を変更し、所長に報告後、別表第8(1)の左欄に定める<input type="text"/>の変更に関連する情報について、同表の右欄に定められた期限までに、原子力規制委員会へ連絡する。 3 <u>施設保安課長</u>は、別表第9に定める事項の変更が生じる場合は、その変更内容について、安全・品質保証部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。 4 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、変更計画を作成し、所長に報告後、事前に変更計画を原子力規制委員会へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を 〃 で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 高速増殖原型炉もんじゅ所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) <u>安全管理課長</u></p> <p>(6) <u>電気保全課長</u></p> <p>(7) <u>燃料環境課長</u></p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。ただし、所長は、計量管理責任者に疾病及び人事異動等やむを得ない事由がある場合、計量管理責任者の代理者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>安全管理課長</u>、<u>電気保全課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p>	<p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 高速増殖原型炉もんじゅ所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理責任者</p> <p>(3) 安全・品質保証部長</p> <p>(4) 廃止措置部長</p> <p>(5) <u>施設保安課長</u></p> <p>(6) <u>設備保全課長</u></p> <p>(7) <u>施設管理課長</u></p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。ただし、所長は、計量管理責任者に疾病及び人事異動等やむを得ない事由がある場合、計量管理責任者の代理者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各号の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(3) 安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>施設保安課長</u>、<u>設備保全課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、担当する部署の核燃料物質の計量管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(略)</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続</p> <p>(受入手続)</p> <p>第12条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、核燃料物質を受け入れる場合は、受入計画を作成し、<u>安全管理課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>電気保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、核燃料物質を受け入れた場合は、払出者の通知書に基づき、核燃料物質の種類、バッチの符号、供給当事国、員数及び輸送用容器の封印等を確認し、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(払出手続)</p> <p>第13条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、核燃料物質を払い出す場合は、払出計画を作成し、<u>安全管理課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>電気保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、払出しに先立ち、払出先の名称、住所及び受取責任者等を確認し、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、通知書を作成し、払出先施設に送付する。</p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第14条 <u>安全管理課長、電気保全課長及び燃料環境課長</u>は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失又は増</p>	<p>(略)</p> <p>第五章 計量管理の取扱手続</p> <p>(受入手続)</p> <p>第12条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、核燃料物質を受け入れる場合は、受入計画を作成し、<u>施設保安課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>設備保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、核燃料物質を受け入れた場合は、払出者の通知書に基づき、核燃料物質の種類、バッチの符号、供給当事国、員数及び輸送用容器の封印等を確認し、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(払出手続)</p> <p>第13条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、核燃料物質を払い出す場合は、払出計画を作成し、<u>施設保安課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>設備保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、払出しに先立ち、払出先の名称、住所及び受取責任者等を確認し、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の通知を受けた場合は、通知書を作成し、払出先施設に送付する。</p> <p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p>第14条 <u>施設保安課長、設備保全課長及び施設管理課長</u>は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失又は増</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、当該事実を速やかに<u>安全管理課長</u>は安全・品質保証部長、計量管理責任者及び所長に報告、<u>電気保全課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は廃止措置部長、計量管理責任者及び所長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を調査する。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>、<u>電気保全課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は、前項の原因並びに核燃料物質の種類及び数量等の調査結果に基づき、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録し、<u>安全管理課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>電気保全課長</u>及び<u>燃料環境課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長に報告する。</p> <p>3 計量管理責任者は、第1項に定める事故損失又は増加（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>(リバッチング手続)</p> <p>第15条 <u>安全管理課長</u>及び<u>電気保全課長</u>は、核燃料物質のバッチの符号変更、分割、併合及び新規のバッチ構成（以下「リバッチング」という。）を行った場合は、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(核燃料物質の同定手続)</p> <p>第16条 <u>安全管理課長</u>及び<u>電気保全課長</u>は、バッチごとに核燃料物質の同定に必要なソースデータを作成し、当該核燃料物質の同定を可能にする。</p> <p>(貯蔵手続)</p> <p>第17条 <u>安全管理課長</u>及び<u>電気保全課長</u>は、核燃料物質を貯蔵する場合は、当該核燃料物質の種類並びにバッチ符号及び数量等を確認し、第九章に定める必要な事項を貯蔵記録に記録する。</p>	<p>加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、当該事実を速やかに<u>施設保安課長</u>は安全・品質保証部長、計量管理責任者及び所長に報告、<u>設備保全課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は廃止措置部長、計量管理責任者及び所長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を調査する。</p> <p>2 <u>施設保安課長</u>、<u>設備保全課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は、前項の原因並びに核燃料物質の種類及び数量等の調査結果に基づき、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録し、<u>施設保安課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>設備保全課長</u>及び<u>施設管理課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知するとともに、所長に報告する。</p> <p>3 計量管理責任者は、第1項に定める事故損失又は増加（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>(リバッチング手続)</p> <p>第15条 <u>施設保安課長</u>及び<u>設備保全課長</u>は、核燃料物質のバッチの符号変更、分割、併合及び新規のバッチ構成（以下「リバッチング」という。）を行った場合は、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(核燃料物質の同定手続)</p> <p>第16条 <u>施設保安課長</u>及び<u>設備保全課長</u>は、バッチごとに核燃料物質の同定に必要なソースデータを作成し、当該核燃料物質の同定を可能にする。</p> <p>(貯蔵手続)</p> <p>第17条 <u>施設保安課長</u>及び<u>設備保全課長</u>は、核燃料物質を貯蔵する場合は、当該核燃料物質の種類並びにバッチ符号及び数量等を確認し、第九章に定める必要な事項を貯蔵記録に記録する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更（以下、当該頁において同様）</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(廃棄及び保管廃棄物再生手続)</p> <p>第18条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、核燃料物質を廃棄しようとする場合は、あらかじめ核燃料物質の種類、数量及び廃棄の区分(測定済廃棄又は保管廃棄)について通知し、計量管理責任者と協議する。</p> <p>2 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、核燃料物質を廃棄する場合は、測定済廃棄又は保管廃棄の区分及び第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、保管廃棄物を核燃料物質の在庫に再移転(保管廃棄物再生)する場合は、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>4 計量管理責任者は、測定済廃棄物を当該施設において1か月間に0.01実効キログラムを超えて廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5 所長は、前項の承認を与える場合は、事前に原子力規制委員会にその旨を連絡し、了解を得る。</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(略)</p> <p>(PITの実施)</p> <p>第21条 PITの実施に当たり、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計量管理責任者は、PITの実施中は原則としてPIT以外の目的で、核燃料物質のMBAへの受入れ、当該MBAからの払出し及び当該MBA内での取扱いを禁止する。</p>	<p>(廃棄及び保管廃棄物再生手続)</p> <p>第18条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、核燃料物質を廃棄しようとする場合は、あらかじめ核燃料物質の種類、数量及び廃棄の区分(測定済廃棄又は保管廃棄)について通知し、計量管理責任者と協議する。</p> <p>2 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、核燃料物質を廃棄する場合は、測定済廃棄又は保管廃棄の区分及び第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>3 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、保管廃棄物を核燃料物質の在庫に再移転(保管廃棄物再生)する場合は、第九章第26条に定める事項を在庫変動記録に記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>4 計量管理責任者は、測定済廃棄物を当該施設において1か月間に0.01実効キログラムを超えて廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5 所長は、前項の承認を与える場合は、事前に原子力規制委員会にその旨を連絡し、了解を得る。</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(略)</p> <p>(PITの実施)</p> <p>第21条 PITの実施に当たり、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計量管理責任者は、PITの実施中は原則としてPIT以外の目的で、核燃料物質のMBAへの受入れ、当該MBAからの払出し及び当該MBA内での取扱いを禁止する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>(2) <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、P I T実施計画書に基づき、員数勘定、照合番号の確認、測定及び記録の確認を実施する。</p> <p>(実在庫量の確定) 第22条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、P I Tの実施結果に基づき、実在庫量を確定する。</p> <p>(P I T結果の記録及び報告) 第23条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、実在庫量を確定した場合は、第九章第26条に定める事項を在庫記録に記録するとともに、<u>安全管理課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>電気保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、P I T実施結果報告書を作成し、所長に報告する。</p> <p>第七章 測定の方法</p> <p>(測定の実施) 第24条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、各KMPにおいて必要な測定を実施する。ただし、直接測定することができない場合は、間接的に推定することができる方法に代える。</p> <p>2 各KMPにおける測定の内容は、別表第12のとおり。</p> <p>第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法</p> <p>(在庫変動等ごとの管理の方法) 第25条 <u>安全管理課長、電気保全課長及び燃料環境課長</u>は、第五章及び第六章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及びP I</p>	<p>(2) <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、P I T実施計画書に基づき、員数勘定、照合番号の確認、測定及び記録の確認を実施する。</p> <p>(実在庫量の確定) 第22条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、P I Tの実施結果に基づき、実在庫量を確定する。</p> <p>(P I T結果の記録及び報告) 第23条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、実在庫量を確定した場合は、第九章第26条に定める事項を在庫記録に記録するとともに、<u>施設保安課長</u>は安全・品質保証部長の確認を得た後、<u>設備保全課長</u>は廃止措置部長の確認を得た後、計量管理責任者に通知する。</p> <p>2 計量管理責任者は、P I T実施結果報告書を作成し、所長に報告する。</p> <p>第七章 測定の方法</p> <p>(測定の実施) 第24条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、各KMPにおいて必要な測定を実施する。ただし、直接測定することができない場合は、間接的に推定することができる方法に代える。</p> <p>2 各KMPにおける測定の内容は、別表第12のとおり。</p> <p>第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法</p> <p>(在庫変動等ごとの管理の方法) 第25条 <u>施設保安課長、設備保全課長及び施設管理課長</u>は、第五章及び第六章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及びP I</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>Tを実施した場合は、在庫のバッチごとに供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>2 前項において規定する供給当事国別及び米国籍の新旧の管理は以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 受入れは、払出者からのバッチごとの供給当事国別の通知に基づき、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(2) 払出しは、バッチごとの供給当事国別管理を実施するとともに、受入者にバッチごとに供給当事国の通知を行う。</p> <p>(3) リバッチング等は、バッチごとに供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(4) 保管廃棄物再生は、原則として保管廃棄記録に基づき保管廃棄したときの供給当事国とする。</p> <p>(5) 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、日米原子力協力協定の旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理する。</p> <p>第九章 記 録</p> <p>(略)</p> <p>(ソースデータ)</p> <p>第27条 <u>安全管理課長及び電気保全課長</u>は、計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成する。</p> <p>2 計量記録を作成するためのソースデータについては、別表第11のとおり。</p> <p>(調整又は訂正)</p> <p>第28条 <u>安全管理課長、電気保全課長及び燃料環境課長</u>は、計量管</p>	<p>Tを実施した場合は、在庫のバッチごとに供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>2 前項において規定する供給当事国別及び米国籍の新旧の管理は以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 受入れは、払出者からのバッチごとの供給当事国別の通知に基づき、供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(2) 払出しは、バッチごとの供給当事国別管理を実施するとともに、受入者にバッチごとに供給当事国の通知を行う。</p> <p>(3) リバッチング等は、バッチごとに供給当事国別管理を実施する。</p> <p>(4) 保管廃棄物再生は、原則として保管廃棄記録に基づき保管廃棄したときの供給当事国とする。</p> <p>(5) 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、日米原子力協力協定の旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理する。</p> <p>第九章 記 録</p> <p>(略)</p> <p>(ソースデータ)</p> <p>第27条 <u>施設保安課長及び設備保全課長</u>は、計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成する。</p> <p>2 計量記録を作成するためのソースデータについては、別表第11のとおり。</p> <p>(調整又は訂正)</p> <p>第28条 <u>施設保安課長、設備保全課長及び施設管理課長</u>は、計量管</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (以下、当該頁において同様)</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>理の調整及び訂正として、次の事項を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(1) 端数調整</p> <p>(2) 訂正及びその理由</p> <p>2 前項各号に定める調整又は訂正は、次に定める時期に行う。</p> <p>(1) 端数調整は、実在庫量の確定完了時</p> <p>(2) 訂正は、誤りの発見の都度</p> <p>(記録の保存)</p> <p>第29条 <u>安全管理課長、電気保全課長及び燃料環境課長</u>は、計量記録及びソースデータを10年間当該施設に保存する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>附 則 (2 規程第24号)</p> <p>この規定は、平成 2 年12月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 (3 規程第 8 号)</p> <p>この規定は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (4 規程第34号)</p> <p>この規定は、平成 5 年 3 月17日から施行する。</p> <p>附 則 (8 規程第15号)</p> <p>この規定は、平成 8 年 4 月30日から施行する。</p>	<p>理の調整及び訂正として、次の事項を記録するとともに、計量管理責任者に通知する。</p> <p>(1) 端数調整</p> <p>(2) 訂正及びその理由</p> <p>2 前項各号に定める調整又は訂正は、次に定める時期に行う。</p> <p>(1) 端数調整は、実在庫量の確定完了時</p> <p>(2) 訂正は、誤りの発見の都度</p> <p>(記録の保存)</p> <p>第29条 <u>施設保安課長、設備保全課長及び施設管理課長</u>は、計量記録及びソースデータを10年間当該施設に保存する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>附 則 (2 規程第24号)</p> <p>この規定は、平成 2 年12月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 (3 規程第 8 号)</p> <p>この規定は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (4 規程第34号)</p> <p>この規定は、平成 5 年 3 月17日から施行する。</p> <p>附 則 (8 規程第15号)</p> <p>この規定は、平成 8 年 4 月30日から施行する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

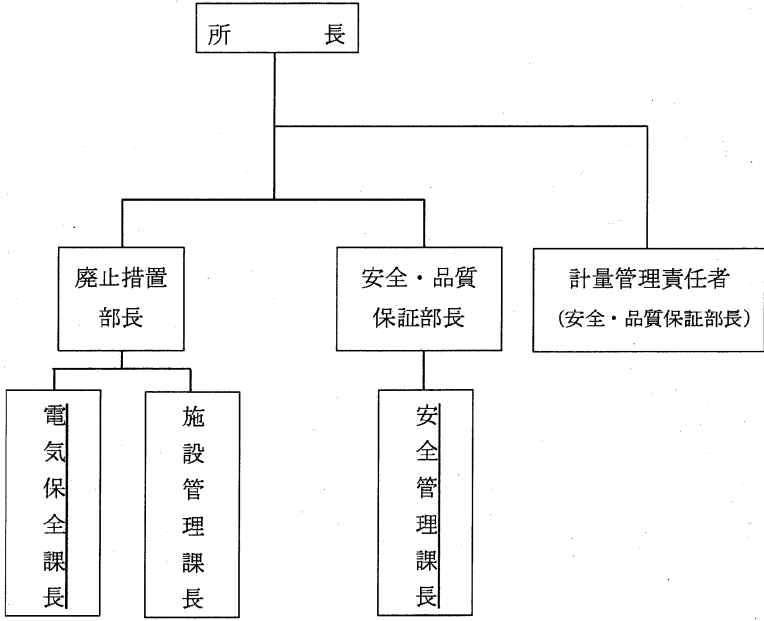
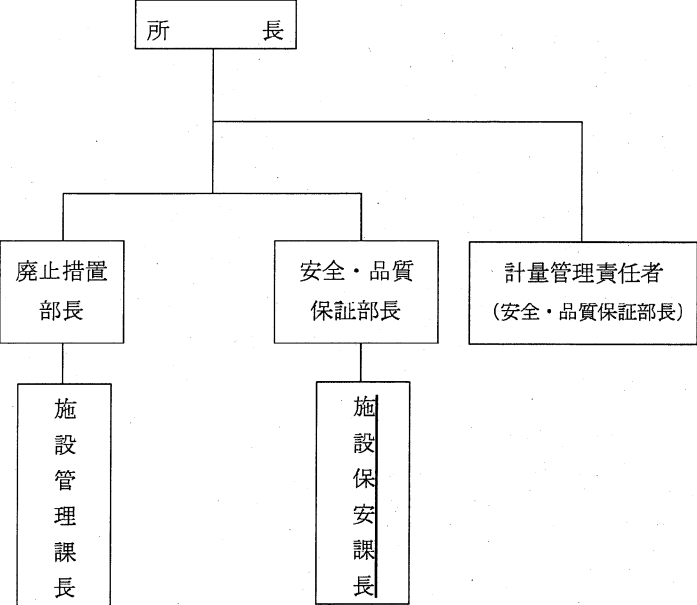
高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>附 則 (10規程第62号) この規定は、平成10年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (17規程第37号) この規定は、平成17年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (20も (規則) 第260号) この規定は、平成21年 2 月27日から施行する。</p> <p>附 則 (21も (規則) 第55号) この規定は、平成21年 6 月29日から施行する。</p> <p>附 則 (24も (規則) 第49号) この規定は、平成24年 6 月15日から施行する。</p> <p>附 則 (26も (規則) 第261号) この規定は、平成26年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (27も (規則) 第 5 号) この規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年 3 月26日30も (規則) 第276号) この規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成31年1月30日 30も (規則) 第525号) この規定は、平成31年2月14日から施行する。</p>	<p>附 則 (10規程第62号) この規定は、平成10年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (17規程第37号) この規定は、平成17年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (20も (規則) 第260号) この規定は、平成21年 2 月27日から施行する。</p> <p>附 則 (21も (規則) 第55号) この規定は、平成21年 6 月29日から施行する。</p> <p>附 則 (24も (規則) 第49号) この規定は、平成24年 6 月15日から施行する。</p> <p>附 則 (26も (規則) 第261号) この規定は、平成26年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (27も (規則) 第 5 号) この規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年 3 月26日30も (規則) 第276号) この規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成31年1月30日 30も (規則) 第525号) この規定は、平成31年2月14日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日 30も (規則) 第 号)</u> <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。</p>

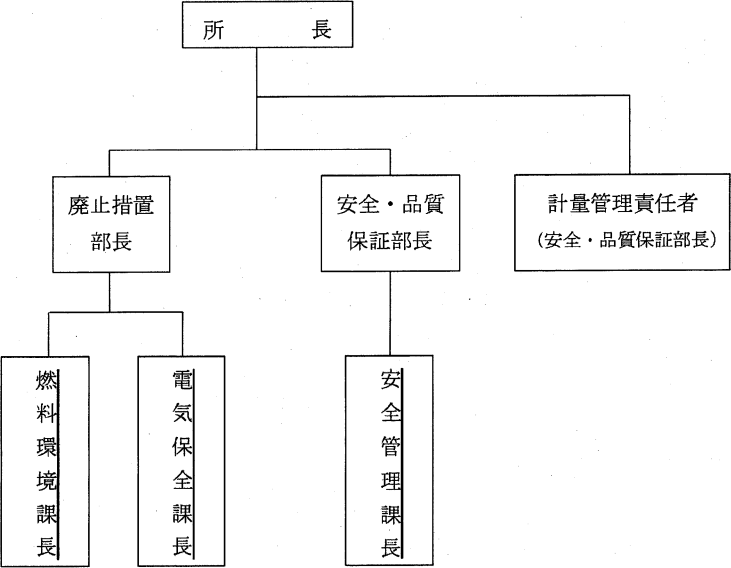
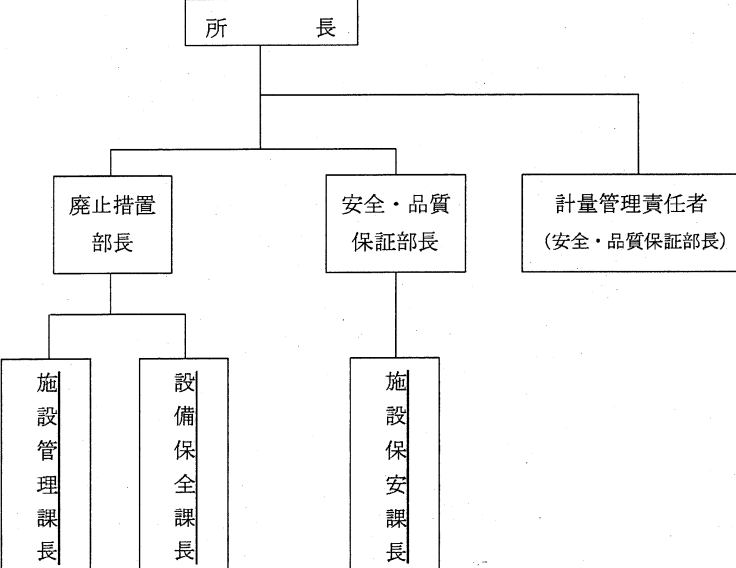
高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">別図第1 原子炉施設計量管理組織</p>  <pre> graph TD A[所長] --- B[廃止措置部長] A --- C[安全・品質保証部長] A --- D[計量管理責任者 (安全・品質保証部長)] B --- E[電気保全課長] B --- F[施設管理課長] C --- G[安全管理課長] </pre>	<p style="text-align: center;">別図第1 原子炉施設計量管理組織</p>  <pre> graph TD A[所長] --- B[廃止措置部長] A --- C[安全・品質保証部長] A --- D[計量管理責任者 (安全・品質保証部長)] B --- E[施設管理課長] C --- F[施設保安課長] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う変更 ・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う削除

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">別図第3 使用施設計量管理組織</p>  <pre> graph TD S[所長] --- SM[廃止措置部長] S --- SQ[安全・品質保証部長] S --- MR["計量管理責任者 (安全・品質保証部長)"] SM --- FE[燃料環境課長] SM --- EM[電気保全課長] SQ --- SM2[安全管理課長] </pre>	<p style="text-align: center;">別図第3 使用施設計量管理組織</p>  <pre> graph TD S[所長] --- SM[廃止措置部長] S --- SQ[安全・品質保証部長] S --- MR["計量管理責任者 (安全・品質保証部長)"] SM --- FM[施設管理課長] SM --- EM2[設備保全課長] SQ --- SS[施設保安課長] </pre>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行					改 定 案					備 考
別表第6 測定機器の校正方法等					別表第6 測定機器の校正方法等					<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う削除
MBAの符号	KMPの符号	測定機器	校正頻度及び時期	校正方法	MBAの符号	KMPの符号	測定機器	校正頻度及び時期	校正方法	
□	1	_____	_____	_____	□	1	_____	_____	_____	
	2	出力計 (核計装)	原子炉熱出力と出力領域核計装の指示値との差を確認し、その差が±2%を超える場合に校正する。 (上記差の確認は、所内電源切替終了後(原子炉起動時)及び、その後、1か月に1回実施する。)	冷却材温度及び流量に基づく熱バランスから校正する。		2				
		もんじゅ運転監視コード (燃焼計算)	不定	計算方法、核定数等の改良。			もんじゅ運転監視コード (燃焼計算)	不定	計算方法、核定数等の改良。	
	3	_____	_____	_____		3	_____	_____	_____	
	A、B、C、D、E	_____	_____	_____		A、B、C、D、E	_____	_____	_____	

高速増殖原型炉もんじゅ計量管理規定新旧対照表

該当箇所を____で示す。

現 行			改 定 案			備 考
別表第7 運転記録の記録事項及び記録時期			別表第7 運転記録の記録事項及び記録時期			・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う変更（以下、当該頁において同様）
記 録 事 項		記 録 時 期	記 録 事 項		記 録 時 期	
核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ	(1) 燃料体の装荷位置 (2) 原子炉の積算出力 (3) 装荷燃料の平均燃焼度 (4) 原子炉から取り出した燃料体の燃焼度 (5) 原子炉の起動及び停止の日時 (6) 通算運転日数 (7) 新燃料貯蔵室内の燃料体位置 (8) 炉外燃料貯蔵槽内の燃料体位置 (9) 燃料池内の燃料体位置 (注) 保安規定上の運転記録と兼用できるものとする。	(1) 装荷位置変更の都度 (2) 毎日 (3) 運転サイクルごと (4) 取出しの都度 (5) 起動及び停止の都度 (6) 毎月1回 (7) 移動の都度 (8) 移動の都度 (9) 移動の都度	核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ	(1) 燃料体の装荷位置 (2) 原子炉の積算出力 (3) 装荷燃料の平均燃焼度 (4) 原子炉から取り出した燃料体の燃焼度 (5) 原子炉の起動及び停止の日時 (6) 通算運転日数 (7) 新燃料貯蔵室内の燃料体位置 (8) 炉外燃料貯蔵槽内の燃料体位置 (9) 燃料池内の燃料体位置 (注) 保安規定上の運転記録と兼用できるものとする。	(1) 装荷位置変更の都度 (2) 毎日※ (3) 運転サイクルごと (4) 取出しの都度 (5) 起動及び停止の都度 (6) 毎月1回※ (7) 移動の都度 (8) 移動の都度 (9) 移動の都度 ※ 燃料体が炉心に存在しない場合は適用しない。	
実在庫量の確認の準備及び実施に当たってとられる一連の措置	(1) 実施日 (2) 内容 (3) 結論	実在庫量確認の都度	実在庫量の確認の準備及び実施に当たってとられる一連の措置	(1) 実施日 (2) 内容 (3) 結論	実在庫量確認の都度	
事故増加又は事故損失が起きた場合	(1) 原因 (2) 説明 (3) 処置	事故増加又は事故損失の都度	事故増加又は事故損失が起きた場合	(1) 原因 (2) 説明 (3) 処置	事故増加又は事故損失の都度	